

**食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変するなど、
収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている方**

提出書類一覧

- 用紙No.②** 『低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）申請書（請求書）』（家計急変者用）
※ 必要事項を記入してください。
- 『申請者・請求者本人確認書類の写し（コピー）』
※ 申請者・請求者の**運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し（コピー）**をご用意ください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し（コピー）』
※ **通帳（見開き）やキャッシュカードの写し（コピー）**など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し（コピー）をご用意ください。
- 『児童扶養手当の支給要件を確認できる書類』
※ **戸籍謄本又は抄本**をご用意ください（既に、児童扶養手当の受給資格について都道府県等の認定を受けている場合は不要です。）。（「2. 監護等児童」及び「5. 児童扶養手当の支給要件」において、**障害の状態を確認する必要がある場合は、確認するための書類**を添付してください。）
- 用紙No.⑥** 『簡易な収入見込額の申立書』（申請者本人用）
※ 必要事項をご記入のうえ、順序に沿って収入要件の確認を行ってください。
- 『収入が減少した月の収入額が分かる書類』
※ 申立てを行う令和5年1月以降の1か月の収入に係る、**給与明細書、年金振込通知書**等の書類をご提出ください。

場合によって提出が必要な書類

- 用紙No.⑦** 『簡易な収入見込額の申立書』（扶養義務者用）
※ 同居の親族（扶養義務者）がいる場合のみご提出ください。
- 用紙No.⑧** 『簡易な所得見込額の申立書』
※ 収入見込による算定で基準額を超えていても、所得見込での算定が基準額以下である場合には本様式を追加でご提出ください。